平成２４年（フ）第２７３号
函館市梁川町20番18―307号
債務者　川村　利孝
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
和歌山県田辺市中万呂782番地の48
債務者　前垣　高広
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第８４号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3140番地
債務者　小関　和子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８５号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3140番地
債務者　小関　正子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２１２号
千葉県八街市文違301番地
債務者　堀部　常雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２５号
千葉県白井市冨士151番地の２　白井ロジュマン1017号
債務者　岩泉　　渡
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２６号
千葉県白井市冨士151番地の２　白井ロジュマン1017号
債務者　岩泉　章子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３０号
千葉県成田市三里塚御料１番地199　空港ハイツＡ―103号室
債務者　小暮　　靖
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３９号
千葉県成田市名古屋1374番地210
債務者　今関　一良
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４６号
千葉県白井市池の上１―14―１―24、申立時の住所千葉県白井市中74番地の５
債務者　秋谷　清美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５３号
千葉県佐倉市上志津1640―17　フィオラーレ202、住民票上の住所千葉県佐倉市上志津1825番地18　エバーグリーンハイツ102
債務者　齋藤　美穂
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７１号
千葉県君津市根本240番地
債務者　石川　益雄
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第８３号
千葉県木更津市請西２丁目16番13―205号
債務者　松本　恩実（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１３６４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田3004番地の２
債務者　樗木　　勲
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３４号
愛知県刈谷市一ツ木町７丁目21番地７　ＳｅｎｔｏｓａＷｉｎｄ402号、前住所愛知県豊明市沓掛町丘下12番地１
債務者　鈴村鉄筋こと喫茶クローバーこと　鈴村　正憲（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９０６号
東京都青梅市藤橋３丁目12番地の１メゾン石川３号棟202
債務者　小泉　一男
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９０９号
東京都武蔵村山市大南１丁目132番地の11平和台荘２―202号
債務者　菅井　好廣
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部